

○北海道公安委員会手数料条例

北海道条例第30号
平成12年3月29日

最終改正 令和5年3月17日条例第28号

北海道公安委員会手数料条例

(趣旨)

第1条 この条例は、別に定めるものを除くほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第228条の規定に基づき、公安委員会の所掌する事務に係る手数料に関し必要な事項を定めるものとする。

(手数料を徴収する事務等)

第2条 手数料を徴収する事務並びにその手数料の名称、金額及び徴収時期は、別表第1に定めるところによる。

2 前項に規定する手数料のうち別表第1の61の項及び63の項に掲げる事務に係る手数料については、別表第2に定める要件に該当する場合にあっては、当該手数料の金額は、別表第1の61の項及び63の項の第3欄の規定にかかわらず、別表第2に定めるところにより算出した金額とする。

(手数料の納付方法等)

第3条 手数料は、別表第1の52の項並びに次項及び第3項に定める事務に係るものを除くほか、北海道収入証紙で納めなければならない。

2 別表第1の69の項及び70の項に掲げる事務（自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第4条第1項ただし書の規定に基づく保管場所証明の通知に係るものに限る。）に係る手数料は、警察署長から得た納付情報により納めなければならない。

3 法令の規定により公安委員会が指定試験機関又は指定講習機関（以下この条において「指定試験機関等」という。）に行わせることとした別表第1の13の項、14の項、65の項又は66の項に掲げる事務（同表65の項にあっては、第3欄のイ及びスに掲げる講習に限る。）に係る手数料は、指定試験機関等に納めなければならない。

4 前項の規定により指定試験機関等に納められた手数料は、指定試験機関等の収入とする。

(手数料の減免)

第4条 知事は、特別の理由があると認めるときは、手数料を減免することができる。

(過料)

第5条 詐欺その他不正の行為により、手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

(規則への委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 北海道公安委員会及び方面公安委員会の行う許可等に関する手数料条例（昭和29年北海道条例第32号）

(2) 北海道自動車保管場所証明等手数料条例（昭和43年北海道条例第6号）

(3) 北海道パーキング・チケット発給手数料条例（昭和62年北海道条例第1号）

(4) 北海道自動車等の運転者に対する特定任意講習手数料条例（平成6年北海道条例第35号）

3 この条例の施行の日前に申請書の提出があった質屋営業法（昭和25年法律第158号）及び

金属くず回収業に関する条例（昭和32年北海道条例第4号）に規定する許可の許可証の交付等に係る前項第1号の規定による廃止前の北海道公安委員会及び方面公安委員会の行う許可等に関する手数料条例第3条及び第4条に規定する手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成13年3月30日北海道条例第37号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月29日北海道条例第40号）

この条例は、平成14年6月1日から施行する。ただし、別表第1に68の4の項を加える改正規定は平成14年4月1日から、同表61の項及び63の項の改正規定並びに別表第2の1の表及び2の表の改正規定は同年5月1日から施行する。

附 則（平成15年8月8日北海道条例第58号）

この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

附 則（平成15年12月17日北海道条例第78号）

この条例は、平成16年1月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日北海道条例第47号）

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、別表第1の56の項のア、57の項のア及び58の項の改正規定並びに次項の規定は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前に、道路交通法の一部を改正する法律（平成16年法律第90号）附則第2条の規定に基づき行われる同法第3条の規定による改正後の道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の8第1項の登録、同法第51条の13第1項の駐車監視員資格者証の交付その他確認事務の委託に関し必要な手続その他の行為に係る手数料を徴収する事務並びにその手数料の名称、金額及び徴収時期については、この条例による改正後の北海道公安委員会手数料条例の規定（別表第1の52の2の項から52の8の項までに係る部分に限る。）を適用する。この場合において、前段に掲げる同条例別表第1のそれぞれの項中「道路交通法」とあるのは、「道路交通法の一部を改正する法律（平成16年法律第90号）第3条の規定による改正後の道路交通法」と読み替えるものとする。

附 則（平成17年10月18日北海道条例第118号）

この条例は、平成17年11月21日から施行する。

附 則（平成17年12月20日北海道条例第139号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月31日北海道条例第50号）

この条例は、平成18年5月1日から施行する。

附 則（平成18年12月22日北海道条例第104号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年12月22日北海道条例第105号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月16日北海道条例第34号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年6月2日から施行する。ただし、別表第1の51の3の項から51の5の項までを加える改正規定は、同月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 道路交通法の一部を改正する法律（平成16年法律第90号）附則第14条に規定する者に対す

るこの条例による改正後の北海道公安委員会手数料条例別表第1の規定の適用については、同表の55の項中「普通自動車免許」とあるのは「中型自動車免許又は普通自動車免許」と、「規定する普通自動車」とあるのは「規定する道路交通法の一部を改正する法律（平成16年法律第90号）第4条の規定による改正前の道路交通法の規定による普通自動車又は普通自動車」と、同表の66の項中「普通自動車免許」とあるのは「中型自動車免許又は普通自動車免許」とする。

附 則（平成20年3月31日北海道条例第70号）

この条例は、平成21年1月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日北海道条例第15号抄）

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年3月31日北海道条例第36号）

この条例は、平成21年6月1日から施行する。ただし、別表第1の72の項の改正規定は、同年4月1日から施行する。

附 則（平成21年10月16日北海道条例第93号）

この条例は、平成21年12月4日から施行する。ただし、別表第1の68の2の項第3欄及び68の3の項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年3月18日北海道条例第26号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日北海道条例第74号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、別表第1の52の項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月29日北海道条例第27号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日北海道条例第78号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、別表第1の54の項及び54の2の項の改正規定は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において公安委員会規則で定める日から施行する。

附 則（平成27年3月20日北海道条例第32号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、別表第1の65の項の改正規定中道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の2第1項第14号に掲げる講習に係る部分は、同年6月1日から施行する。

附 則（平成27年12月15日北海道条例第72号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成28年6月23日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月23日から施行する。

（経過措置）

2 前項ただし書に規定する規定の施行の日から平成28年6月22日までの間においては、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第45号）附則第2条第1項の規定により行われる同法第2条の規定による改正後の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第31条の22の規定に基づく特定遊興飲食店営業の許可の申請に対する審査に係る手数料については、第1条の規定による改正後の北海道公安委員会手数料条例（別表第1の14の5の項に係る部分に限る。）の規定の例により徴収する。

附 則（平成28年12月22日北海道条例第105号）

（施行期日）

1 この条例は、平成29年3月12日から施行する。

(経過措置)

2 道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第258号）附則第6条第1項各号のいずれかに該当する者（同項に規定する限定が解除された者を除く。）に対する第2条の規定による改正後の北海道公安委員会手数料条例（以下「改正後の条例」という。）別表第1の規定の適用については、同表の55の項中「2,000円」とあるのは「1,950円」と、「準中型自動車の」とあるのは「道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号）による改正前の道路交通法の規定による普通自動車に相当する自動車の」と、「4,650円」とあるのは「2,850円」と、同表の66の項中「2,150円」とあるのは「2,050円」とする。

3 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成28年内閣府令第49号）附則第17条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる講習に係る講習手数料については、改正後の条例別表第1の65の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成29年10月17日北海道条例第54号）

この条例は、平成30年1月4日から施行する。

附 則（平成30年3月30日北海道条例第38号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和元年7月23日北海道条例第21号）

この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、別表第1の17の項の改正規定は、公布の日から起算して10月を超えない範囲内において公安委員会規則で定める日から施行する。

附 則（令和元年10月16日北海道条例第32号）

この条例は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において公安委員会規則で定める日から施行する。

附 則（令和2年3月31日北海道条例第65号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年12月24日北海道条例第51号）

この条例は、令和4年3月15日から施行する。

附 則（令和4年3月31日北海道条例第21号）

この条例は、令和4年5月13日から施行する。ただし、別表第1の34の項の改正規定は、同年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月17日北海道条例第28号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

手数料を徴収する事務	手数料の名称	金額	徴収時期
<p>1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下この項において「法」という。)第3条第1項の規定に基づく風俗営業の許可の申請に対する審査</p>	<p>風俗営業許可申請手数料</p>	<p>ア ぱちんこ屋又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号）第8条に規定する営業について許可を受けようとする場合で営業所に設置する遊技機に法第20条第2項の認定を受けた遊技機以外の遊技機（以下この項において「未認定遊技機」という。）がないとき 次に掲げる営業の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 3月以内の期間を限って営む営業 15,000円</p> <p>(イ) その他の営業 25,000円</p> <p>イ ぱちんこ屋又は同令第8条に規定する営業について許可を受けようとする場合で営業所に設置する遊技機に未認定遊技機があるとき ア(ア)又は(イ)に定める金額に、2,800円（法第20条第4項の検定を受けた型式に属する未認定遊技機以外の未認定遊技機（以下この項において「特定未認定遊技機」という。）がある場合にあっては、5,600円に当該特定未認定遊技機が属する型式の数を2,400円に乗じて得た金額を加算した金額）を加算した金額に、未認定遊技機1台ごとに40円（特定未認定遊技機については、11の項の第3欄のウに掲げる遊技機の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額から8,000円を減じた金額）を加算した金額</p> <p>ウ ぱちんこ屋及び同令第8条に規定する営業以外の風俗営業に係る許可を受けようとする場合 次に掲げる営業の区</p>	<p>許可申請のとき</p>

		<p>分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 3月以内の期間を限って 営む営業 14,000円</p> <p>(イ) その他の営業 24,000円</p>		
	<p>(摘要)</p> <p>ア 当該申請を行う者が同時に他の法第3条第1項の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく許可の申請に係る審査にあっては、それぞれこの項の第3欄に定める金額から8,600円を減じた金額とする。</p> <p>イ 法第4条第3項の規定が適用される営業所の法第3条第1項の規定に基づく許可の申請に係る審査にあっては、それぞれこの項の第3欄に定める金額に6,800円を加算した金額とする。</p>			
2	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第5条第4項の規定に基づく許可証の再交付	許可証再交付手数料	1,200円	再交付申請のとき
3	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第7条第1項の規定に基づく風俗営業の相続に係る承認の申請に対する審査	風俗営業相続承認申請手数料	9,000円（当該申請を行う者が同時に他の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第7条第1項の規定に基づく承認の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく承認の申請に係る審査にあっては、3,800円）	承認申請のとき
4	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第7条の2第1項の規定に基づく風俗営業者たる法人の合併に係る承認の申請に対する審査	風俗営業法人合併承認申請手数料	12,000円（当該申請を行う者が同時に他の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第7条の2第1項の規定に基づく承認の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく承認の申請に係る審査にあっては、3,800円）	承認申請のとき
4の2	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第7条の3第1項の規定に基づく風俗営業者たる法人の分割に係る承認の申請に対する審査	風俗営業法人分割承認申請手数料	12,000円（当該申請を行う者が同時に他の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第7条の3第1項規定に基づく承認の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく承認の申請に係る審査にあっては、3,800円）	承認申請のとき

5	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第9条第1項の規定に基づく営業所の構造又は設備の変更の承認の申請に対する審査	構造又は設備の変更承認申請手数料	9,900円	変更承認申請のとき
6	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第9条第4項の規定に基づく許可証の書換え	許可証書換え手数料	1,500円	書換え申請のとき
7	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第10条の2第1項の規定に基づく特例風俗営業業者の認定の申請に対する審査	特例風俗営業業者認定手数料	13,000円（当該申請を行う者が同時に他の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第10条の2第1項の規定に基づく認定の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく認定の申請に係る審査にあっては、10,000円）	認定申請のとき
8	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第10条の2第5項の規定に基づく認定証の再交付	認定証再交付手数料	1,200円	再交付申請のとき
9	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第20条第10項において準用する同法第9条第1項の規定に基づく遊技機の増設、交替その他の変更に係る承認の申請に対する審査	遊技機変更承認申請手数料	次に掲げる当該申請に係る場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 承認の申請に係る遊技機に風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第20条第2項の認定を受けた遊技機以外の遊技機（以下この項において「未認定遊技機」という。）がない場合 2,400円 イ 承認の申請に係る遊技機に未認定遊技機がある場合 5,200円（同法第20条第4項の検定を受けた型式に属する未認定遊技機以外の未認定遊技機（以下この項において「特定未認定遊技機」という。）がある場合）にあっては、	変更承認申請のとき

		<p>8,000円に当該特定未認定遊技機が属する型式の数を 2,400円に乗じて得た金額を加算した金額)に、未認定遊技機1台ごとに40円(特定未認定遊技機については、11の項の第3欄のウに掲げる遊技機の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額から8,000円を減じた金額)を加算した金額</p>	
10 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第24条第6項の規定に基づく営業所の管理者に対する講習	風俗営業管理者講習手数料	講習1時間につき650円	受講のとき
11 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下この項において「法」という。)第20条第2項の規定に基づく認定の申請に対する審査	遊技機認定申請手数料	<p>ア 法第20条第5項の遊技機試験を受けた遊技機に係る認定の申請に係る審査 1台につき2,200円</p> <p>イ 同条第4項の検定を受けた型式に属する遊技機(同条第5項の遊技機試験を受けたものを除く。)に係る認定の申請に係る審査 1台につき4,340円</p> <p>ウ ア又はイの遊技機以外の遊技機に係る認定の申請に係る審査 次に掲げる遊技機の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) ぱちんこ遊技機 特定装置が設けられているもの(当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。)でマイクロプロセッサを内蔵するものにあつては1台につき35,000円、特定装置が設けられているもの(当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。)でマイクロプロセッサを内蔵するもの以外のものに</p>	認定申請のとき

あつては1台につき16,300円、特定装置が設けられているもの（当該特定装置を連続して作動させることができるものを除く。）でマイクロプロセッサを内蔵するものにあつては1台につき29,000円、特定装置が設けられているもの

（当該特定装置を連続して作動させることができるものを除く。）でマイクロプロセッサを内蔵するもの以外のものにあつては1台につき16,300円、特定装置が設けられているもの以外のものにあつては1台につき14,400円

(イ) 回胴式遊技機 マイクロプロセッサを内蔵するものにあつては1台につき59,000円、マイクロプロセッサを内蔵するもの以外のものにあつては1台につき23,000円

(ロ) アレンジボール遊技機 マイクロプロセッサを内蔵するものにあつては1台につき35,000円、マイクロプロセッサを内蔵するもの以外のものにあつては1台につき19,000円

(ハ) じゃん球遊技機 マイクロプロセッサを内蔵するものにあつては1台につき35,000円、マイクロプロセッサを内蔵するもの以外のものにあつては1台につき19,000円

(ニ) (ア)から(ハ)までに掲げる遊技機以外の遊技機 マイクロプロセッサを内蔵するものにあつては1台につき29,000円、マイクロプロセッサを内蔵するもの以外

		のものにあつては1台につき12,600円	
	<p>(摘要)</p> <p>当該申請を行う者が同時に当該申請に係る遊技機と同一の型式に属する他の法第20条第2項の規定に基づく申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく申請に係る審査にあつては、この項の第3欄の規定にかかわらず、この項のアの審査にあつては0円とし、この項のイの審査にあつては40円とし、同項のウの審査にあつてはそれぞれ同欄に定める金額から8,000円を減じた金額とする。</p>		
12 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第20条第4項の規定に基づく検定	検定手数料	<p>ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第20条第5項の型式試験を受けた型式に係る検定 3,900円</p> <p>イ 他都府県公安委員会の検定を受けた型式（同項の型式試験を受けたものを除く。）に係る検定 6,300円</p> <p>ウ ア又はイの型式以外の型式に係る検定 次に掲げる遊技機の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) ぱちんこ遊技機 特定装置が設けられているもの（当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。）でマイクロプロセッサを内蔵するものにあつては1,435,000円、特定装置が設けられているもの（当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。）でマイクロプロセッサを内蔵するもの以外のものにあつては438,000円、特定装置が設けられているもの（当該特定装置を連続して作動させることができるものを除く。）でマイクロプロセッサを内蔵するものにあつては1,128,000円、特定装置が設けられているもの（当該特定装置を連続して作動させることができるも</p>	検定申請のとき

		<p>のを除く。) でマイクロプロセッサを内蔵するもの以外のものにあつては438,000円、特定装置が設けられているもの以外のものにあつては338,000円</p> <p>(イ) 回胴式遊技機 マイクロプロセッサを内蔵するものにあつては1,621,000円、マイクロプロセッサを内蔵するもの以外のものにあつては479,000円</p> <p>(ウ) アレンジボール遊技機 マイクロプロセッサを内蔵するものにあつては1,148,000円、マイクロプロセッサを内蔵するもの以外のものにあつては482,000円</p> <p>(エ) じゃん球遊技機 マイクロプロセッサを内蔵するものにあつては1,147,000円、マイクロプロセッサを内蔵するもの以外のものにあつては481,000円</p>	
<p>13 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第20条第5項の規定に基づく遊技機試験の実施</p>	<p>遊技機試験手数料</p>	<p>ア ぱちんこ遊技機について遊技機試験を受けようとする場合</p> <p>(ア) 特定装置が設けられているもの(当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。) マイクロプロセッサを内蔵するものにあつては1台につき43,300円、マイクロプロセッサを内蔵するもの以外のものにあつては1台につき23,100円</p> <p>(イ) 特定装置が設けられているもの(アに掲げるものを除く。) マイクロプロセッサを内蔵するものにあつては1台につき36,300円、マイクロプロセ</p>	<p>受験申請のとき</p>

		<p>ッサーを内蔵するもの以外のものにあつては1台につき23,000円</p> <p>(ウ) (ア)又は(イ)に掲げるもの以外のもの 1台につき21,000円</p> <p>イ 回胴式遊技機について遊技機試験を受けようとする場合</p> <p>(ア) マイクロプロセッサを内蔵するもの 1台につき68,300円</p> <p>(イ) (ア)に掲げるもの以外のもの 1台につき30,300円</p> <p>ウ アレンジボール遊技機について遊技機試験を受けようとする場合</p> <p>(ア) マイクロプロセッサを内蔵するもの 1台につき42,300円</p> <p>(イ) (ア)に掲げるもの以外のもの 1台につき26,300円</p> <p>エ じゃん球遊技機について遊技機試験を受けようとする場合</p> <p>(ア) マイクロプロセッサを内蔵するもの 1台につき42,300円</p> <p>(イ) (ア)に掲げるもの以外のもの 1台につき26,300円</p> <p>オ アからエまでに掲げる遊技機以外の遊技機について遊技機試験を受けようとする場合</p> <p>(ア) マイクロプロセッサを内蔵するもの 1台につき36,300円</p> <p>(イ) (ア)に掲げるもの以外のもの 1台につき19,100円</p>	
14 風俗営業等の規制	型式試験手数	<p>(摘要)</p> <p>当該遊技機試験の申請を行う者が同時に当該遊技機試験に係る遊技機と同一の型式に属する他の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第20条第5項の規定に基づく遊技機試験の申請を行う場所における当該他の同項の規定に基づく遊技機試験にあつては、それぞれこの項の第3欄に定める金額から14,300円を減じた金額とする。</p>	受験申請
	ア	ぱちんこ遊技機について型	

<p>及び業務の適正化等に関する法律第20条第5項の規定に基づく型式試験の実施</p>	<p>料</p>	<p>式試験を受けようとする場合</p> <p>(7) 特定装置が設けられているもの（当該特定装置を連続して作動させることができるものに限る。）マイクロプロセッサを内蔵するものにあつては1,442,000円、マイクロプロセッサを内蔵するもの以外のものにあつては445,000円</p> <p>(イ) 特定装置が設けられているもの（(7)に掲げるもの以外のもの）マイクロプロセッサを内蔵するものにあつては1,135,000円、マイクロプロセッサを内蔵するもの以外のものにあつては445,000円</p> <p>(ウ) (7)又は(イ)に掲げるもの以外のもの 345,000円</p> <p>イ 回胴式遊技機について型式試験を受けようとする場合</p> <p>(7) マイクロプロセッサを内蔵するもの 1,628,000円</p> <p>(イ) (7)に掲げるもの以外のもの 486,000円</p> <p>ウ アレンジボール遊技機について型式試験を受けようとする場合</p> <p>(7) マイクロプロセッサを内蔵するもの 1,155,000円</p> <p>(イ) (7)に掲げるもの以外のもの 489,000円</p> <p>エ じゃん球遊技機について型式試験を受けようとする場合</p> <p>(7) マイクロプロセッサを内蔵するもの 1,154,000円</p> <p>(イ) (7)に掲げるもの以外のもの 488,000円</p>	<p>のとき</p>
<p>14の2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関</p>	<p>届出確認書交付手数料</p>	<p>次に掲げる当該書面の交付を受ける者の区分に応じ、それぞれ</p>	<p>届出書提出のとき</p>

<p>する法律第27条第4項（同法第31条の12第2項において準用する場合を含む。）又は第31条の2第4項（同法第31条の7第2項及び第31条の17第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく同法第27条第1項、第31条の2第1項、第31条の7第1項、第31条の12第1項又は第31条の17第1項の届出書の提出があった旨を記載した書面の交付</p>		<p>次に定める金額 ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項（第1号又は第2号を除く。）の営業を営もうとする者 11,900円 イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第7項第1号の営業を営もうとする者で当該営業につき受付所を設けようとするもの 3,400円と8,500円に受付所の数を乗じて得た額との合計額 ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第7項、第8項若しくは第10項の営業を営もうとする者（イに掲げる者を除く。） 3,400円</p>	
<p>14の3 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第27条第4項（同法第31条の12第2項において準用する場合を含む。）又は第31条の2第4項（同法第31条の7第2項及び第31条の17第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく同法第27条第2項（同法第31条の12第2項において準用する場合を含む。）又は第31条の2第2項（同法第31条の7第2項及び第31条の17第2項において準用する場合を含む。）の届出書の提出があった旨を記載した書面の交付</p>	<p>変更届出確認書交付手数料</p>	<p>ア 変更に係る事項が受付所の新設に係るものである場合 1,900円と8,500円に当該新設に係る受付所の数を乗じて得た額との合計額 イ その他の場合 1,500円</p>	<p>変更届出書提出のとき</p>
<p>14の4 風俗営業等の</p>	<p>届出確認書再</p>	<p>1,200円</p>	<p>再交付申</p>

<p>規制及び業務の適正化等に関する法律第27条第4項（同法第31条の12第2項において準用する場合を含む。）又は第31条の2第4項（同法第31条の7第2項及び第31条の17第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出書の提出があった旨を記載した書面の再交付</p>	<p>交付手数料</p>		<p>請のとき</p>
<p>14の5 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下この項において「法」という。)第31条の22の規定に基づく特定遊興飲食店営業の許可の申請に対する審査</p>	<p>特定遊興飲食店営業許可申請手数料</p>	<p>次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 （当該申請を行う者が同時に他の法第31条の22の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該他の同条の規定に基づく許可の申請に係る審査にあっては、それぞれ当該金額から8,700円を減じた金額） ア 3月以内の期間を限って営む法第31条の22の規定に基づく特定遊興飲食店営業の許可の申請に係る審査 14,000円（法第31条の23において準用する法第4条第3項の規定が適用される営業所につき当該申請を行う場合における当該申請に係る審査にあっては、20,800円） イ その他の審査 24,000円 （法第31条の23において準用する法第4条第3項の規定が適用される営業所につき法第31条の22の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該申請に係る審査にあっては、30,800円）</p>	<p>許可申請のとき</p>
<p>14の6 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31</p>	<p>許可証再交付手数料</p>	<p>1,100円</p>	<p>再交付申請のとき</p>

<p>条の23において準用する同法第5条第4項の規定に基づく許可証の再交付</p>			
<p>14の7 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下この項において「法」という。)第31条の23において準用する法第7条第1項の規定に基づく特定遊興飲食店営業の相続に係る承認の申請に対する審査</p>	<p>特定遊興飲食店営業相続承認申請手数料</p>	<p>8,700円(当該申請を行う者が同時に他の法第31条の23において準用する法第7条第1項の規定に基づく承認の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく承認の申請に係る審査にあっては、3,800円)</p>	<p>承認申請のとき</p>
<p>14の8 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下この項において「法」という。)第31条の23において準用する法第7条の2第1項の規定に基づく特定遊興飲食店営業者たる法人の合併に係る承認の申請に対する審査</p>	<p>特定遊興飲食店営業法人合併承認申請手数料</p>	<p>12,000円(当該申請を行う者が同時に他の法第31条の23において準用する法第7条の2第1項の規定に基づく承認の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく承認の申請に係る審査にあっては、3,300円)</p>	<p>承認申請のとき</p>
<p>14の9 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下この項において「法」という。)第31条の23において準用する法第7条の3第1項の規定に基づく特定遊興飲食店営業者たる法人の分割に係る承認の申請に対する審査</p>	<p>特定遊興飲食店営業法人分割承認申請手数料</p>	<p>12,000円(当該申請を行う者が同時に他の法第31条の23において準用する法第7条の3第1項の規定に基づく承認の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく承認の申請に係る審査にあっては、3,300円)</p>	<p>承認申請のとき</p>
<p>14の10 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の23において準用する同法第9条第1項の規定に基づく営業所の構造又は設備</p>	<p>構造又は設備の変更承認申請手数料</p>	<p>9,900円</p>	<p>変更承認申請のとき</p>

の変更の承認の申請 に対する審査			
14の11 風俗営業等の 規制及び業務の適正 化等に関する法律第 31条の23において準 用する同法第9条第 4項の規定に基づく 許可証の書換え	許可証書換え 手数料	1,400円	書換え申 請のとき
14の12 風俗営業等の 規制及び業務の適正 化等に関する法律(以 下この項において 「法」という。)第31 条の23において準用 する法第10条の2第 1項の規定に基づく 特例特定遊興飲食店 営業者の認定の申請 に対する審査	特例特定遊興 飲食店営業者 認定手数料	13,000円(当該申請を行う者が 同時に他の法第31条の23におい て準用する法第10条の2第1項 の規定に基づく認定の申請を行 う場合における当該他の同項の 規定に基づく認定の申請に係る 審査にあっては、10,000円)	認定申請 のとき
14の13 風俗営業等の 規制及び業務の適正 化等に関する法律第31 条の23において準用 する同法第10条の2 第5項の規定に基づ く認定証の再交付	認定証再交付 手数料	1,100円	再交付申 請のとき
14の14 風俗営業等の 規制及び業務の適正 化等に関する法律第31 条の23において準用 する同法第24条第6 項の規定に基づく営 業所の管理者に対す る講習	特定遊興飲食 店営業管理者 講習手数料	講習1時間につき650円	受講のとき
15 古物営業法(昭和 24年法律第108号)第 3条の規定に基づく 古物営業の許可の申 請に対する審査	古物営業許可 申請手数料	19,000円	許可申請 のとき
16 古物営業法第5条 第4項の規定に基づ く許可証の再交付	許可証再交付 手数料	1,300円	再交付申 請のとき
17 古物営業法第7条 第5項の規定に基づ	許可証書換え 手数料	1,500円	書換え申 請のとき

く許可証の書換え			
17の2 古物営業法第21条の5第1項又は第21条の6第1項の規定に基づく古物競りあわせん業に係る業務の実施の方法の認定の申請に対する審査	古物競りあわせん業業務実施方法認定申請手数料	17,000円	認定申請のとき
18 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第17条第1項の規定に基づく火薬類の譲渡しの許可の申請に対する審査（同法第50条の2の規定により公安委員会が行うものに限る。）	火薬類譲渡許可申請手数料	1,200円	許可申請のとき
19 火薬類取締法第17条第1項の規定に基づく火薬類の譲受けの許可の申請に対する審査（同法第50条の2の規定により公安委員会が行うものに限る。）	火薬類譲受許可申請手数料	ア 火工品のみの譲受けの許可の申請に係る審査 2,400円 イ その他の譲受けの許可の申請に係る審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 申請に係る火薬類（火工品を除く。）の数量が25キログラム以下の場合 3,500円 (イ) その他の場合 6,900円	許可申請のとき
20 火薬類取締法第19条第1項の規定に基づく運搬証明書の交付	火薬類運搬証明書交付手数料	2,100円	届出書提出のとき
21 火薬類取締法第24条第1項の規定に基づく火薬類の輸入の許可の申請に対する審査（同法第50条の2の規定により公安委員会が行うものに限る。）	火薬類輸入許可申請手数料	ア 申請に係る火薬及び爆薬の数量が25キログラム以下の場合 12,000円 イ その他の場合 25,000円	許可申請のとき
22 質屋営業法第2条第1項の規定に基づく質屋営業の許可の申請に対する審査	質屋営業許可申請手数料	22,000円	許可申請のとき

23 質屋営業法第4条第1項の規定に基づく営業所の移転の許可の申請に対する審査	営業所移転許可申請手数料	12,000円	許可申請のとき
24 質屋営業法第4条第1項の規定に基づく管理者の新設又は変更の許可の申請に対する審査	管理者の新設又は変更許可申請手数料	5,700円	許可申請のとき
25 質屋営業法第8条第2項の規定に基づく同法第4条第2項の規定による届出に係る許可証の書換え	許可証書換え手数料	1,500円	書換え申請のとき
26 質屋営業法第8条第4項の規定に基づく許可証の再交付	許可証再交付手数料	1,300円	再交付申請のとき
27 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第59条第5項の規定に基づく運搬証明書の交付	運搬証明書交付手数料	15,000円	届出書提出のとき
28 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第59条第9項の規定に基づく運搬証明書の書換え	運搬証明書書換え手数料	5,400円	書換え申請のとき
29 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第59条第10項の規定に基づく運搬証明書の再交付	運搬証明書再交付手数料	2,200円	再交付申請のとき
30 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項の規定に基づく銃砲等又は刀剣類の所持の許可の申請に対する審査	銃砲刀剣類等所持許可申請手数料	ア 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可を現に受けている者に対する同号の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の申請に係る審査 6,800円(当該申請を行う者が同時に他の同	許可申請のとき

		<p>号の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の申請を行う場合における当該他の同号の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の申請に係る審査にあつては、4,300円)</p> <p>イ 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定によるクロスボウの所持の許可を現に受けている者に対する同号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請に係る審査 6,800円 (当該申請を行う者が同時に他の同号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請を行う場合における当該他の同号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請に係る審査にあつては、4,300円)</p> <p>ウ その他の者に対する許可の申請に係る審査 10,500円 (当該申請を行う者が同時に他の銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく許可の申請に係る審査にあつては、6,700円)</p>	
	<p>(摘要)</p> <p>銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第1項の規定に基づく認知機能検査を実施する場合にあつては、それぞれこの項の第3欄に定める金額に650円を加算した金額とする。</p>		
<p>31 銃砲刀剣類所持等取締法第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の開催</p>	<p>猟銃等講習会受講手数料</p>	<p>ア 現に銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空気銃を所持している者及び同法第5条の2第3項第2号又は第3号に掲げる者に対する講習会 3,000円</p> <p>イ その他の者に対する講習会 6,900円</p>	<p>受講申込みのとき</p>
<p>31の2 銃砲刀剣類所持等取締法第5条の3の2第1項の規定</p>	<p>クロスボウ講習会受講手数料</p>	<p>ア 現に銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を受けてクロスボ</p>	<p>受講申込みのとき</p>

に基づくクロスボウの取扱いに関する講習会の開催		ウを所持している者に対する講習会 3,000円 イ その他の者に対する講習会 6,900円	
32 銃砲刀剣類所持等取締法第5条の4第1項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃に関する技能検定の実施	技能検定手数料	22,000円	検定申請のとき
32の2 銃砲刀剣類所持等取締法第5条の5第1項の規定に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習	技能講習受講手数料	12,700円	受講申込みのとき
33 銃砲刀剣類所持等取締法第6条第1項の規定に基づく国際競技に参加するため入国する外国人の銃砲等又は刀剣類の所持の許可の申請に対する審査	国際競技に参加する外国人の銃砲刀剣類等所持許可申請手数料	3,900円（当該申請を行う者が同時に他の銃砲刀剣類所持等取締法第6条第1項の規定に基づく許可の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく許可の申請に係る審査にあつては、1,800円）	許可申請のとき
34 銃砲刀剣類所持等取締法第7条第2項の規定に基づく許可証の書換え	許可証書換え手数料	1,600円	書換え申請のとき
35 銃砲刀剣類所持等取締法第7条第2項の規定に基づく許可証の再交付	許可証再交付手数料	1,900円	再交付申請のとき
36 銃砲刀剣類所持等取締法第7条の3第2項の規定に基づく同法第4条第1項第1号の規定による猟銃若しくは空気銃又はクロスボウの所持の許可の更新の申請に対する審査	所持許可更新申請手数料	ア 新たな許可証の交付を伴う銃砲刀剣類所持等取締法第7条の3第1項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査 7,200円（当該申請を行う者が同時に他の同項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査及び当該申請を行う者が	許可更新申請のとき

同時に同法第4条第1項第1号の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の申請を行う場合における当該同法第7条の3第1項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査にあっては、4,800円)

イ 新たな許可証の交付を伴う銃砲刀剣類所持等取締法第7条の3第1項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査 7,200円 (当該申請を行う者が同時に他の同項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査及び当該申請を行う者が同時に同法第4条第1項第1号の規定に基づくクロスボウの所持の許可の申請を行う場合における当該同法第7条の3第1項の規定に基づくクロスボウの所持の許可の更新の申請に係る審査にあっては、4,800円)

ウ 新たな許可証の交付を伴わない銃砲刀剣類所持等取締法第7条の3第1項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査 6,800円 (当該申請を行う者が同時に他の同項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の更新の申請に係る審査及び当該申請を行う者が同時に同法第4条第1項第1号の規定に基づく猟銃又は空気銃の所持の許可の申請を行う場合における当該同法第7

		<p>条の3第1項の規定に基づく 猟銃又は空気銃の所持の許可 の更新の申請に係る審査にあ っては、4,400円)</p> <p>エ 新たな許可証の交付を伴わ ない銃砲刀剣類所持等取締法 第7条の3第1項の規定に基 づくクロスボウの所持の許可 の更新の申請に係る審査 6,800円（当該申請を行う者 が同時に他の同項の規定に基 づくクロスボウの所持の許可 の更新の申請を行う場合にお ける当該他の同項の規定に基 づくクロスボウの所持の許可 の更新の申請に係る審査及び 当該申請を行う者が同時に同 法第4条第1項第1号の規定 に基づくクロスボウの所持の 許可の申請を行う場合におけ る当該同法第7条の3第1項 の規定に基づくクロスボウの 所持の許可の更新の申請に係 る審査にあっては、4,400円)</p>	
	<p>(摘要) 銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第1項の規定に基づ く認知機能検査を実施する場合にあつては、それぞれこの 項の第3欄に定める金額に650円を加算した金額とする。</p>		
<p>37 銃砲刀剣類所持等 取締法第9条の5第 2項の規定に基づく 射撃教習を受ける資 格の認定の申請に対 する審査</p>	<p>射撃教習資格 認定申請手数 料</p>	<p>8,900円</p>	<p>認定申請 のとき</p>
<p>38 銃砲刀剣類所持等 取締法第9条の10第 2項の規定に基づく 射撃練習を行う資格 の認定の申請に対す る審査</p>	<p>射撃練習資格 認定申請手数 料</p>	<p>8,900円</p>	<p>認定申請 のとき</p>
<p>38の2 銃砲刀剣類所 持等取締法第9条の 13第1項の規定に基 づく年少射撃資格の 認定の申請に対する</p>	<p>年少射撃資格 認定申請手数 料</p>	<p>9,600円（当該申請を行う者が 同時に他の銃砲刀剣類所持等取 締法第9条の13第1項の規定に 基づく認定の申請を行う場合に おける当該他の同項の規定に基</p>	<p>認定申請 のとき</p>

審査		づく認定の申請に係る審査にあつては、5,900円)	
38の3 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の13第3項において準用する同法第7条第2項の規定に基づく年少射撃資格認定証の書換え	年少射撃資格認定証書換え手数料	1,800円	書換え申請のとき
38の4 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の13第3項において準用する同法第7条第2項の規定に基づく年少射撃資格認定証の再交付	年少射撃資格認定証再交付手数料	1,900円	再交付申請のとき
38の5 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の14第1項の規定に基づく年少射撃資格の認定のための講習会の開催	年少射撃資格認定講習会受講手数料	9,800円	受講申込みのとき
38の6 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の16第1項の規定に基づくクロスボウの射撃練習を行う資格の認定の申請に対する審査	クロスボウ射撃練習資格認定申請手数料	9,300円（当該申請を行う者が同時に他の銃砲刀剣類所持等取締法第9条の16第1項の規定に基づくクロスボウの射撃練習を行う資格の認定の申請を行う場合における当該他の同項の規定に基づくクロスボウの射撃練習を行う資格の認定の申請に係る審査にあつては、5,600円)	認定申請のとき
39 警備業法(昭和47年法律第117号)第4条の規定に基づく警備業の認定の申請に対する審査	警備業認定申請手数料	23,000円	認定申請のとき
40 警備業法第5条第5項の規定に基づく認定証の再交付	認定証再交付手数料	2,000円	再交付申請のとき
41 警備業法第7条第1項の規定に基づく認定証の有効期間の更新の申請に対する審査	認定証更新申請手数料	23,000円	更新申請のとき
42 警備業法第11条第	認定証書換え	2,200円	書換え申

3項の規定に基づく認定証の書換え	手数料		請のとき
43 削除			
44 警備業法第22条第2項の規定に基づく警備員指導教育責任者資格者証の交付の申請に対する審査	警備員指導教育責任者資格者証交付申請手数料	9,800円	交付申請のとき
45 警備業法第22条第2項第1号の規定に基づく警備員指導教育責任者講習	警備員指導教育責任者講習手数料	講習1時間につき1,200円	受講申請のとき
46 警備業法第22条第5項の規定に基づく警備員指導教育責任者資格者証の書換え	警備員指導教育責任者証書換え手数料	1,800円	書換え申請のとき
47 警備業法第22条第6項の規定に基づく警備員指導教育責任者資格者証の再交付	警備員指導教育責任者証再交付手数料	1,800円	再交付申請のとき
47の2 警備業法第22条第8項の規定に基づく警備員の指導及び教育に関する講習	現任警備員指導教育責任者講習手数料	5,000円	受講申請のとき
47の3 警備業法第23条第1項の規定に基づく警備員等の知識及び能力に関する検定の実施	警備検定手数料	<p>ア 警備業務の種別（警備業法第18条に規定する種別をいう。以下同じ。）のうち、同法第2条第1項第1号に掲げる警備業務に係るものに係る検定 16,000円</p> <p>イ 警備業務の種別のうち、警備業法第2条第1項第2号に掲げる警備業務に係るものに係る検定（国家公安委員会規則で定める車両その他の機材を用いて行われるものに限る。） 14,000円</p> <p>ウ 警備業務の種別のうち、警備業法第2条第1項第2号に掲げる警備業務に係るものに係る検定（イに掲げるものを除く。） 13,000円</p> <p>エ 警備業務の種別のうち、警備業法第2条第1項第3号に</p>	検定申請のとき

		掲げる警備業務に係るものに 係る検定 16,000円	
47の4 警備業法第23条第4項の規定に基づく合格証明書の交付の申請に対する審査	合格証明書交付申請手数料	10,000円	交付申請のとき
47の5 警備業法第23条第5項において準用する同法第22条第5項の規定に基づく合格証明書の書換え	合格証明書書換え手数料	2,200円	書換え申請のとき
47の6 警備業法第23条第5項において準用する同法第22条第6項の規定に基づく合格証明書の再交付	合格証明書再交付手数料	2,000円	再交付申請のとき
48 警備業法第42条第2項の規定に基づく機械警備業務管理者資格者証交付申請手数料	機械警備業務管理者資格者証交付申請手数料	9,800円	交付申請のとき
49 警備業法第42条第2項第1号の規定に基づく機械警備業務管理者講習	機械警備業務管理者講習手数料	39,000円	受講申請のとき
50 警備業法第42条第3項において準用する同法第22条第5項の規定に基づく機械警備業務管理者資格者証の書換え	機械警備業務管理者資格者証書換え手数料	1,800円	書換え申請のとき
51 警備業法第42条第3項において準用する同法第22条第6項の規定に基づく機械警備業務管理者資格者証の再交付	機械警備業務管理者資格者証再交付手数料	1,800円	再交付申請のとき
51の2 警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条の規定に基づく検定合格者に対する審査	検定合格者審査手数料	4,700円	審査申請のとき

51の3 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）第4条第3項の規定に基づく同条第1項の規定による届出があったことを証する書面の交付	届出証明書交付手数料	3,600円	届出書提出のとき
51の4 探偵業の業務の適正化に関する法律第4条第3項の規定に基づく同条第2項の規定による届出があったことを証する書面の交付	変更届出証明書交付手数料	1,600円	変更届出書提出のとき
51の5 探偵業の業務の適正化に関する法律第4条第3項の規定に基づく届出があったことを証する書面の再交付	届出証明書再交付手数料	1,100円	再交付申請のとき
52 道路交通法（昭和35年法律第105号）第49条の3第4項の規定に基づくパーキング・チケットの発給	パーキング・チケット発給手数料	パーキング・チケットの発給1回につき、次に掲げる時間制限駐車区間の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 20分の時間制限駐車区間 100円 イ 60分の時間制限駐車区間 300円	パーキング・チケットの発給を受けようとするとき
52の2 道路交通法第51条の8第1項の規定に基づく法人の登録の申請に対する審査	法人登録申請手数料	23,000円	登録申請のとき
52の3 道路交通法第51条の8第6項の規定に基づく法人の登録の更新の申請に対する審査	法人登録更新申請手数料	23,000円	登録更新申請のとき
52の4 道路交通法第51条の13第1項の規定に基づく駐車監視員資格者証の交付の申請に対する審査	駐車監視員資格者証交付申請手数料	9,900円	交付申請のとき
52の5 道路交通法第51条の13第1項第1号イの規定に基づく放置車両の確認等に関する技能及び知識に関して行う講習	駐車監視員講習手数料	20,000円	受講申請のとき
52の6 道路交通法第51条の13第1項第1号ロの規	駐車監視員認定申請手数料	4,500円	認定申請のとき

定に基づく認定の申請に対する審査			
52の7 道路交通法第51条の13第1項の規定に基づく駐車監視員資格者証の書換え交付	駐車監視員資格者証書換え交付手数料	2,100円	書換え交付申請のとき
52の8 道路交通法第51条の13第1項の規定に基づく駐車監視員資格者証の再交付	駐車監視員資格者証再交付手数料	1,800円	再交付申請のとき
52の9 道路交通法第75条の12第1項の規定に基づく特定自動運行の許可の申請に対する審査	特定自動運行許可申請手数料	79,200円	許可申請のとき
52の10 道路交通法第75条の16第1項の規定に基づく特定自動運行計画の変更の許可の申請に対する審査	特定自動運行計画変更許可申請手数料	78,500円	変更許可申請のとき
53 道路交通法第77条第1項の規定に基づく道路の使用の許可の申請に対する審査	道路使用許可申請手数料	2,500円	許可申請のとき
54 道路交通法第89条第1項の規定に基づく運転免許試験の実施	運転免許試験手数料	ア 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る試験の実施 (7) 道路交通法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 1,550円 (イ) 同項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 1,900円 (道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかった者に対する試験にあつては、800円) (ウ) 同項の規定の適用を受けない場合 4,100円(同法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を	受験申請のとき

公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、6,600円)

イ 普通自動車免許に係る試験の実施

(7) 同法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 1,750円

(イ) 同項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 1,900円

(同令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかった者に対する試験にあっては、800円)

(ウ) 同項の規定の適用を受けない場合 2,550円 (同法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、3,350円)

ウ 特定第一種運転免許 (大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許又は牽引免許をいう。61の項、63の項及び別表第2において同じ。) 又は大型特殊自動車第二種免許若しくは牽引第二種免許に係る試験の実施

(7) 同法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 1,750円

(イ) 同項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 1,900円

(同令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかった者に対する試験に

あつては、800円)

- (ウ) 同項の規定の適用を受けない場合 2,600円 (同法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、4,050円)

エ 小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験の実施

- (ア) 同法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合 1,900円 (同令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかつた者に対する試験にあつては、800円)

- (イ) 同項の規定の適用を受けない場合 1,500円

オ 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験の実施

- (ア) 同項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 1,700円

- (イ) 同項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 1,900円
(同令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかつた者に対する試験にあつては、800円)

- (ウ) 同項の規定の適用を受けない場合 4,800円 (同法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、7,650円)

カ 仮運転免許に係る試験の実

		<p>施</p> <p>(7) 同法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 1,700円</p> <p>(イ) 同項第4号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 1,550円</p> <p>(ウ) 同項の規定の適用を受けない場合 2,900円（同法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、4,350円）</p>	
54の2 道路交通法第89条第3項の規定に基づく検査の実施	検査手数料	<p>ア 大型自動車仮運転免許、中型自動車仮運転免許又は準中型自動車仮運転免許を受けている者に対する検査 3,900円（公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、6,400円）</p> <p>イ 普通自動車仮運転免許を受けている者に対する検査 3,750円（公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、4,550円）</p>	検査申請のとき
55 道路交通法第100条の2第1項の規定に基づく再試験の実施	再試験手数料	<p>ア 準中型自動車免許に係る再試験の実施 1,900円（道路交通法第100条の2第2項に規定する準中型自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、4,400円）</p> <p>イ 普通自動車免許に係る再試験の実施 1,750円（同項に規定する普通自動車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、2,550円）</p> <p>ウ 大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る再試験の実施 1,650円（同項に</p>	再試験申請のとき

		<p>規定する大型自動二輪車又は普通自動二輪車の運転について必要な技能について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあっては、3,100円)</p> <p>エ 原動機付自転車免許に係る再試験の実施 1,000円</p>	
56 道路交通法第92条第1項の規定に基づく免許証の交付	免許証交付手数料	<p>ア 第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証の交付次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(7) 道路交通法施行令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかつた者であつて、道路交通法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受けたものに対する免許証の交付 1,700円（同法第92条第1項後段の規定により、一の種類の免許に係る免許証に他の種類の免許に係る事項を記載してその種類の免許に係る免許証の交付に代える場合にあっては、1,700円に、当該他の種類の免許に係る事項を記載するごとに200円を加えた金額)</p> <p>(イ) その他の者に対する免許証の交付 2,050円（同法第92条第1項後段の規定により、一の種類の免許に係る免許証に他の種類の免許に係る事項を記載してその種類の免許に係る免許証の交付に代える場合にあっては、2,050円に、当該他の種類の免許に係る事項を記載するごとに200円を加えた金額)</p> <p>イ 仮運転免許に係る免許証の</p>	交付申請のとき

		交付 1,150円	
57 道路交通法第94条第2項の規定に基づく免許証の再交付	免許証再交付手数料	ア 第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証の再交付 2,250円 イ 仮運転免許に係る免許証の再交付 1,150円	再交付申請のとき
	(摘要) 一の種類の免許に係る免許証に他の種類の免許に係る事項を記載した免許証の再交付は、一の免許証の再交付とする。		
57の2 道路交通法第97条の2第1項第3号イ若しくはロ、第101条の4第2項又は第101条の7第1項の規定に基づく認知機能検査の実施	認知機能検査手数料	1,050円	検査申請のとき
57の3 道路交通法第97条の2第1項第3号イ若しくはロ、第101条の4第2項又は第101条の7第1項の規定に基づく認知機能検査の実施に関する講習	認知機能検査員講習手数料	1,450円（道路交通法第108条の2第1項第12号に掲げる講習における指導に必要な能力を有する者であって公安委員会が認めるものにあつては、1,200円）	受講申込みのとき
57の4 道路交通法第97条の2第1項第3号イ若しくはハ又は第101条の4第3項の規定に基づく運転技能検査の実施	運転技能検査手数料	3,550円	検査申請のとき
58 道路交通法第101条第1項又は第101条の2第1項の規定に基づく免許証の更新	免許証更新手数料	2,500円（道路交通法第101条の2の2第1項の規定により免許証の更新の申請をする場合にあつては、2,550円）	更新申請のとき
58の2 道路交通法第101条の2の2第1項の規定に基づく免許証の更新に係る経由	経由手数料	550円	更新申請のとき
59 道路交通法第91条又は第91条の2第2項の規定に基づく限定解除審査	限定解除審査手数料	1,400円（公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、2,850円）	審査申請のとき
60 道路交通法第99条の2第4項の規定に	技能検定員資格者証交付手	1,150円	交付申請のとき

基づく技能検定員資格者証の交付	数料		
61 道路交通法第99条の2第4項第1号イの規定に基づく技能検定員審査	技能検定員審査手数料	ア 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査 23,400円 イ 普通自動車免許に係る技能検定員審査 19,500円 ウ 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査 14,700円 エ 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る技能検定員資格者証の交付を受けている者に対するもの（別表第2において「大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査」という。） 21,500円	審査申請のとき
62 道路交通法第99条の3第4項の規定に基づく教習指導員資格者証の交付	教習指導員資格者証交付手数料	1,150円	交付申請のとき
63 道路交通法第99条の3第4項第1号イの規定に基づく教習指導員審査	教習指導員審査手数料	ア 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査 14,550円 イ 普通自動車免許に係る教習指導員審査 11,850円 ウ 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査 9,650円 エ 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査で、これらの免許に対応する第一種運転免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者に対するもの（別表第2において「大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査」という。） 12,450円	審査申請のとき
63の2 道路交通法第	運転経歴証明	1,100円	交付申請

104条の4第6項（同法第105条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく運転経歴証明書の交付	書交付手数料		のとき
63の3 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第30条の13第1項の規定に基づく運転経歴証明書の再交付	運転経歴証明書再交付手数料	1,100円	再交付申請のとき
64 道路交通法第107条の7第1項の規定に基づく国外運転免許証の交付	国外運転免許証交付手数料	2,350円	交付申請のとき
65 道路交通法第108条の2第1項第1号から第9号まで及び第11号から第15号までの規定に基づく講習	講習手数料（初心運転者講習に係るものを除く。）	次に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 道路交通法第108条の2第1項第1号に掲げる講習 講習1時間につき750円 イ 同項第2号に掲げる講習 講習1時間につき2,350円 ウ 同項第3号に掲げる講習 講習1時間につき1,950円 エ 同項第4号に掲げる講習 (7) 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る講習（準中型自動車免許に係る講習にあっては、普通自動車免許を受けている者に対するものに限る。） 講習1時間につき4,450円 (イ) 準中型自動車免許に係る講習（普通自動車免許を受けている者に対するものを除く。） 講習1時間につき3,500円 (ウ) 普通自動車免許に係る講習 講習1時間につき2,800円 オ 同項第5号に掲げる講習 (7) 大型自動二輪車免許に係る講習 講習1時間につき	受講申込みのとき

4,150円

- (イ) 普通自動二輪車免許に係る講習 講習1時間につき4,000円

カ 同項第6号に掲げる講習
講習1時間につき1,500円

キ 同項第7号に掲げる講習
講習1時間につき3,100円

ク 同項第8号に掲げる講習
講習1時間につき1,400円

ケ 同項第9号に掲げる講習
講習1時間につき750円

コ 同項第11号に掲げる講習

- (ア) 同法第92条の2第1項の表備考一の2に規定する優良運転者に対する講習
500円

- (イ) 同表備考一の3に規定する一般運転者に対する講習
800円

- (ウ) 同表備考一の4に規定する違反運転者等に対する講習 1,350円（道路交通法施行規則第38条第11項第1号ただし書の規定により行われる講習にあっては、800円）

サ 同法第108条の2第1項第12号に掲げる講習

- (ア) 同法第71条の5第3項に規定する普通自動車対応免許（以下この項において「普通自動車対応免許」という。）を受けている者（同法第97条の2第1項第3号イ及びハに掲げる者並びに同法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者を除く。）に対する講習

6,450円

- (イ) 普通自動車対応免許を受けている者（同法第97条の2第1項第3号イ若しくはハに掲げる者又は同

		<p>法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者に限る。)又は第一種運転免許若しくは第二種運転免許であって普通自動車対応免許以外のもののみを受けている者に対する講習</p> <p>2,900円</p> <p>シ 同法第108条の2第1項第13号に掲げる講習12,500円 (当該講習が同令第38条第13項第2号の表第1号に掲げる講習方法に係るものである場合にあっては、9,050円)</p> <p>ス 同法第108条の2第1項第14号に掲げる講習 講習1時間につき2,250円</p> <p>セ 同法第108条の2第1項第15号に掲げる講習 講習1時間につき2,000円</p>	
66 道路交通法第108条の2第1項第10号の規定に基づく講習	初心運転者講習手数料	<p>次に掲げる講習の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 準中型自動車免許に係る講習講習 1 時間につき 2,150円</p> <p>イ 普通自動車免許に係る講習講習 1 時間につき2,050円</p> <p>ウ 大型自動二輪車免許に係る講習講習 1 時間につき 2,700円</p> <p>エ 普通自動二輪車免許に係る講習講習 1 時間につき 2,550円</p> <p>オ 原動機付自転車免許に係る講習講習 1 時間につき 2,450円</p>	受講申込みのとき
67 道路交通法第108条の2第1項第10号、第13号又は第14号の規定に基づく講習の通知(当該講習を受講する者に係るものに限る。)	通知手数料	900円	受講申込みのとき
68 道路交通法施行令第37条の6第2号に	特定任意講習手数料	講習1時間につき675円	受講申込みのとき

規定する講習			
69 自動車の保管場所の確保等に関する法律第4条第1項の規定に基づく保管場所証明書の交付又は同項ただし書の規定に基づく保管場所証明の通知の申請に対する審査	保管場所証明書交付等申請手数料	2,200円	交付又は通知申請のとき
70 自動車の保管場所の確保等に関する法律第6条第1項（同法第7条第2項（同法第13条第4項及び附則第8項において準用する場合を含む。）、第13条第4項及び附則第8項において準用する場合を含む。）の規定に基づく保管場所標章の交付	保管場所標章交付手数料	550円	交付申請のとき
71 自動車の保管場所の確保等に関する法律第6条第3項（同法第7条第2項（同法第13条第4項及び附則第8項において準用する場合を含む。）、第13条第4項及び附則第8項において準用する場合を含む。）の規定に基づく保管場所標章の再交付	保管場所標章再交付手数料	550円	再交付申請のとき
72 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第4条の規定に基づく自動車運転代行業の認定の申請に対する審査	自動車運転代行業認定申請手数料	12,000円	認定申請のとき
73 自動車運転代行業の業務の適正化に関	認定証再交付手数料	1,700円	再交付申請のとき

する法律第5条第5項の規定に基づく認定証の再交付			
74 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第8条第3項の規定に基づく認定証の書換え	認定証書換え手数料	2,100円	書換え申請のとき

備考

- 1 この表中の用語の意義及び字句の意味は、それぞれ第1欄に規定する法律(これに基づく政令を含む。)又は政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。
- 2 この表の第3欄に掲げる金額は、当該第3欄に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位についての金額とし、その他のものについては1件についての金額とする。

別表第2（第2条関係）

1 別表第1の61の項の技能検定員審査手数料の金額については、当該技能検定員審査を受けようとする者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあっては、次の表の中欄に掲げる区分に応じて、それぞれ別表第1の61の項の第3欄に定める金額から、次の表の右欄に定める額を減じた金額とする。

審査細目	区 分	技能検定員審査手数料の金額から減ずる額
1 技能検定員として必要な自動車の運転技能	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	4,000円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	3,550円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	1,250円
	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	4,250円
2 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	6,700円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	6,100円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	2,100円
	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	7,400円
3 道路交通法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	2,500円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	2,000円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	2,000円
4 自動車教習所に関する法令についての知識	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	2,500円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	2,000円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	2,000円
5 技能検定の実施に関する知識	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	2,350円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	1,900円

	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	2,650円
6 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査	1,800円
	普通自動車免許に係る技能検定員審査	2,050円
	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	2,550円
	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	3,700円
7 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査	2,550円

備考

- 1 技能検定員審査を受けようとする者が1の項及び2の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、1の項及び2の項の右欄に定めるところによるほか、別表第1の61の項の第3欄に定める金額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査については2,350円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については900円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については1,100円を、大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査については2,900円を減ずるものとする。
- 2 技能検定員審査を受けようとする者が3の項及び4の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、3の項及び4の項の右欄に定めるところによるほか、別表第1の61の項の第3欄に定める金額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査については500円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については300円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については300円を減ずるものとする。

- 2 別表第1の63の項の教習指導員審査手数料の金額については、当該教習指導員審査を受けようとする者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあつては、次の表の中欄に掲げる区分に応じて、それぞれ別表第1の63の項の第3欄に定める金額から、次の表の右欄に定める額を減じた金額とする。

審査細目	区分	教習指導員審査手数料の金額から減ずる額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	4,000円
	普通自動車免許に係る教習指	3,550円

	導員審査	
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,250円
	大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	4,250円
2 技能教習に必要な教習の技能	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,400円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,300円
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,350円
	大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	2,050円
3 学科教習に必要な教習の技能	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,300円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,250円
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,250円
4 道路交通法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,600円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,350円
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,300円
5 自動車教習所に関する法令についての知識	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,600円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,350円
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,300円
6 教習指導員として必要な教育についての知識	大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査	1,500円
	普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,300円
	特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,250円
7 道路運送法第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正	大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査	2,550円

化に関する法律第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識		
---	--	--

備考

- 1 教習指導員審査を受けようとする者が1の項及び2の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、1の項及び2の項の右欄に定めるところによるほか、別表第1の63の項の第3欄に定める金額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査については2,400円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については900円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については1,100円を、大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査については2,850円を減ずるものとする。
- 2 教習指導員審査を受けようとする者が4の項及び5の項の左欄に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、4の項及び5の項の右欄に定めるところによるほか、別表第1の63の項の第3欄に定める金額から更に大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査については150円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については150円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については150円を減ずるものとする。